

## 第7回 草津市市民参加条例検討委員会 議事概要

日 時：平成24年7月23日（月）14：00～16：00

場 所：草津市役所 行政委員会室

### 開会

#### 1 あいさつ

#### 2 第6回検討委員会の振返り

○事務局  
資料説明

○委員長

ご質問やご意見があれば承りたい。なければ事務局整理をご確認いただいたものとする。不都合があれば、あとで事務局にご指摘いただきたい。

#### 3 確認事項

(1) 各項目の提言書のイメージおよび文案について

○事務局  
資料説明

○委員長

「前文」と「目的」は後ほど検討するので、それ以降の部分について文案と付帯事項を事務局で作成した。前回の議論が文案にうまく反映されているかどうかをご確認いただきたい。

まず「定義」はこれでいいだろうか。この文案は当委員会の提言の文案で、これを踏まえて条例案が改めてつくられる。表現や言葉遣いは尊重されると思うが、条文そのものではないという前提で検討いただきたい。

○F委員

前回ずいぶん論議した「住民」「市民」をうまく整理し、よく工夫された文案だと思う。

○E委員

「市民」と「市民等」に分けずにこのような文案でいきたいということを確認した。

○委員長

付帯事項の「年齢や性別……」は、条例のなかに「年齢、性別、障害、国籍……」と細かく挙げるとそこだけ目立って、あとは「等」でごまかされるので、条例にはそこまで書かないが、趣旨としては付帯事項にあるようなことが当委員会で検討されたということを逐条解説などでしっかり表現する。

○D委員

付帯事項の「市民が有する多様性について……当たり前のことだよ」という言い方はすごく気に入った。

○委員長

他にご意見がなければ「定義」の部分はここまでとする。

次の「市民の役割」に入りたい。前文でも、市民の役割、市民がどう関わるかということがある程度ふれられるので、ここはかなりシンプルになっている。前回、議論になった「市民の責任」という部分は、市民は責任感をもって市政に参加し、日常生活においても市民としての責任と自覚が必要であるという点は、委員の意見は一致している。ただ、市民参加に責任をもつとなると市民参加の敷居が高くなる。その難しいところをどう表現するか、いろいろ工夫してもらったが、そのあたりの微妙なニュアンスがこれでうまく伝わるかどうか、ご検討いただきたい。

○E委員

「地域社会の一員」から「担い手」に表現を変えたのは、その責任を果たすという意味合いから非常にいいと思う。「責任をもって」という言葉は、市民参加することに対する責任ではなく、参加したなかでの発言等の責任という意味だと思う。

○委員長

市民参加にももちろん責任は伴うが、発言したことにとあとまで責任をとるという意味の責任ではない。したがって、一市民として責任を自覚しながらいろいろなことに関わっていただきたいという趣旨で「担い手」とした。それで責任意識、責任感を表現したが、このくらいの表現でいいだろうか。実はもう少し強くして「責任ある担い手」にしようかと思ったが、緩めのほうを案として出した。そのあたりは各委員のご意見次第だと思う。

○F委員

「担い手」は、「担う」という言葉のなかに責任が含まれ、上手にやわらかく表現されていると思う。「責任ある担い手」もいいが、前回、公募委員から市民の責任を言い出すとそのことで敷居が高くなって条例をつくる目的に逆行するという発言があった。これくらいでいいと思う。

○E委員

「担い手」という言葉はよく使われるが、その前に「責任ある」とつくのは少ない。お祭りでも担い手がいなければ神輿は担げない。一人でも抜けたら担げない、みんなが参画して担い手となって取り組んでいこう、そういう意味にもとれる、いい言葉だと思う。

○委員長

「市民の役割」は文案どおりでご確認いただいたことにする。

「市の役割」については私のほうから特段コメントはないが、ご意見、ご指摘はあるか。

○E委員

6番に書いてある進捗達成についての評価は誰がするのか。

○委員長

市としてもやられるが、第三者機関に評価機能をもってもらおう。

○E委員

市だけで評価すると内輪の話になるので、第三者機関を設けて評価することが大事だと思う。

○委員長

市として評価しなければならないことを条文で定めて、実際の評価をどうするかは第三者機関の規定のなかで示すという形にしたい。他にご意見がなければ次に進みたい。

「市民参加の対象」は、あまり大きな変更はない。文案の 4 つの項目は最低限必ず市民参加をしなくてはならないもの、その次は例外的にしなくてもいいものである。

○F 委員

「改廃」「輕易」など言葉が急に堅くなったように感じる。これはこういうものなのか。

○委員長

条例の「制定」に対して「改廃」という言葉は一般的に使われている。この項目は異論が今まで出なかったのも、他市条例の表現をそのまま借りてきて非常に条例っぽい表現になっている。他のところは条例というより提言の言葉で書いているので、若干アンバランスがあるかもしれない。できるだけ市民にわかりやすい表現にしたいので、普通の条例よりは一般の言葉に近い表現にするよう工夫が必要だと思う。「改廃」を「改正または廃止」とすれば、わかりやすいといえればわかりやすいが、事務局はどう考えているのか。

○事務局

体言止めが堅い印象を与えている。

○E 委員

市民にわかりやすくするのであれば、「改廃」は「改正または廃止」という表現のほうがいい。

○委員長

今のご意見は重要なご指摘である。条例の条文を提言するわけではないので、説明的な表現を心がけて、わかりやすい通常の言葉に統一する。他に意見がなければ次に進む。

「市民参加の手法」は、事務局案をつくる際に苦労した部分である。表で書くとわかりやすいが短い文章では表現しにくい。他市条例には、例えば審議会とか具体的なものを条文のなかに入れていくのが多いが、この文案は目的とか機能を書いている。その趣旨は何かというと、条例に審議会とか具体的なものを挙げると、それ以外のものを除外しているかのようにとれる。審議会といっても実際は検討委員会とか懇話会という名称の場合もあるので、あまり条例に具体的な名称を挙げるより、汎用性のある表現にしておいて、将来的に新しい手法が登場したら、それも含まれていくという趣旨でこの表現が並んでいる。

○E 委員・F 委員

これでいいと思う。

○委員長

欄外の表は、逐条解説に具体的にどういう手法があるかをこういう形で例示しておく。これは例示なので、ここにはない手法であっても当然使える。「市民参加の手法」はご確認いただいたこととする。

「市民参加の実施」は、マッチングなので下の表のような縦と横の組み合わせということで、ますます文章で表現するのは難しい。関係が深い、有効なもの組み合わせを最低限示して、これだけはきちっとやらないといけないという趣旨である。

○F 委員

P7 の文案は下の表と連動して項目が入っているが、P6 は表と文案が一致していない。

○委員長

文案に「課題発見」あるいは「立案実行」があるが、下の表には「課題発見・立案実施」とか過程の段階が書いてある。この表を見ない場合は「課題発見、立案実行は何なのか」と聞かれたら、その説明がどこにもない。「政策過程の諸段階」と書いておいたら、そのな

かに「課題発見・立案実行」という段階があるということで説明にならないかと思っていたが、ここは表現をどうしたらいいか頭を悩ましていた部分である。

○F委員

P6の「参加の手法」の文案にある「市民意見を広く求める手法」という表現が、表では「市民ニーズの把握」という言葉に変わって、次のページでは表の言葉が文案に出てくる。

○委員長

表のほうに合わせるか、P6の文案に書いた言葉で合わせるか、どちらかに統一したほうがわかりやすい。P6の文案を生かすとすれば、P7の「課題発見」の段階のあとは「市民意見を広く求める手法」という言葉にすれば統一される。P6とP7の文案で違う表現が入ってくるので、表を見ない限りどれがどれに対応するかわかりにくい。

○H委員

二つの表は一緒だけど内容が違うことが書いてあるような感じに見えるので、一つにまとめたら見やすくなるのではないか。

○委員長

P6とP7の下の表は一つにまとめられる。P7の表をベースにして、「市民参加の目的」のあとに「市民ニーズの把握」があったら、そこにもう1列つくって具体例を入れれば1枚の表になる。

○事務局

表はそれでいいが、それを文章にするときに書きにくいところが出てくる。これよりはわかりやすくなるよう工夫する。

○F委員

先に実施する内容を掲げて、手法はあとにもってくると見やすいかもしれない。

○委員長

今の提案を参考に、P6とP7については整理の仕方、表現を検討してほしい。

○事務局

工夫したい。

○委員長

わかりやすく意味の通じるようにということでもいろいろご意見をいただいたが、中身はこのような内容でよろしいか。表現についてはさらに工夫をして、すっきりとわかりやすくするというので、次回に最終案という形でお示しする。

「市民参加の推進」は、推進するだけではなく評価もするというので、その評価の主体として第三者機関を置くことになっている。

○J委員

第三者機関の機能の中身は、仮の推進評価委員会が発足してからみんなで決めるのか。

○事務局

当検討委員会で決めることもできる。

○委員長

機能としては推進と評価だが、推進というのは具体的に何をするのかわかりにくい。それを条例で具体的に示すのはちょっと厳しい気がしたので、とりあえず推進としておいて、

付帯事項で、具体的には市長の諮問でどうしたら推進できるかという提案をする、市長から諮問を受けなくても委員会がこういう市民参加をしてはどうかという提案をするという形で推進し、それ以外に評価を行う、ということを経験で明示するということだ。

○F委員

私の思っている推進とは、市民参加の実例を評価委員会が適切に評価して、それを市民と行政に広報することだと考えている。新しいことをやるというのではなく、市民参加の手法なり事例の問題点や効果をいかに報せるかということが大きな役割だと考えている。

○委員長

内容の充実したしっかりした評価をすることによって改善できることがあるので、評価自体も重要な推進手段であることは間違いない。したがって、名称のなかに「評価」という言葉を入れることを付帯事項で提案している。

○E委員

参加の推進はいいが、いつも同じ顔ぶれにならないような、いろいろな人たちが参加できるような形が望ましい。

○D委員

当委員会は公募委員比率や男女比率に配慮することを謳っている。それを審議会や検討委員会でも謳うべきではないか。それがきちっと条例に載せてあるということは今後の頼みの綱である。何かしら載せることはできないだろうか。

○事務局

他市事例では、審議会だけで1条立てて、男女比率に配慮するといった文言を入れているところもある。この条例の下にくる規則のなかにそういった文言を含めるなり、何かしらの規定を設けることは可能かと思う。

○委員長

審議会の設置や運営に関する指針に、男女比率、原則公開という基本ルールを決めているケースが多い。そういうものがあれば、そちらでカバーできるかと思う。

○D委員

市民参加条例検討委員会設置要綱に書いてあるような形できちんと書いてあるといいのかなと思う。公募委員はもっと多いほうがいいとか、いろいろ思いがあるので、そのあたりを検討する機会があればうれしい。

○委員長

審議会は、市民参加の一つの手法として位置づけられており、市民参加という観点から重要なものではあるが、一方で、市民参加のみを目的としているわけではない審議会等もある。要するに、専門的意見を求める委員会の場合、男女比を設定すると委員が集められない。そういうこともあって、審議会等の一般ルールをきちっと決めておくということがD委員のご趣旨かと思う。現状はどうか次回事務局に報告してほしい。

第三者機関を設置するという文案だが、よく考えると第三者とは、行政でも市民でもない第三者となると、ここには市民が入れないことになる。他市事例に引っぱられて今まで全然気がつかなかったが、行政の外につくるという意味で、外部機関のほうが無難かと思う。他にご意見がなければ、ここまでとする。

「市民参加の実施状況の公表」は、公表の方法について詳しく述べるのは難しい。とりわけ条文のなかに入れるとなると、あまり具体的な方法を書くと、それ以外はやらなくてもいいとか逆効果もあるので、ここでは「公表する」という程度の表現にして、付帯事項

のなかでできるだけいろいろな工夫をすとか、方法などを考えないといけないという趣旨を述べて、解説のなかでそれをきちっと示すというまとめ方である。

○H委員

公表するというのは、どのようにどういう方法で公表するのか。「多様なコミュニケーションの方法」というのもわかりにくい。

○委員長

本文のほうはサラッと書いているが、付帯事項にいろいろ言いたいことを盛り込んだので、もやっとして逆にわかりにくくなった。「多様なコミュニケーションの方法に応じた」とは、外国人の人、障害のある人、そういうコミュニケーションが健常者と何らかの違いがある人にもちゃんと伝わるようにということをお願いののだが、意味が通じるかどうか。「適切な公表の方法を広く用いる」も、ホームページとか広報紙以外にも、これからいろいろな手段が発展していくと今まで使っていなかった他の手法も積極的に用いましょうという趣旨であるが、そこまで読み取れるかどうか。

付帯事項なのでもう少し詳しく書いてもいいかもしれない。条文のなかに「ホームページ等で」と書いてしまうと、それだけして満足してしまうという行政の悪い癖があるので、あえて具体的な方法を条文では書かないで趣旨を明示している。

○F委員

P2の「用語の定義」に「年齢、性別、障害の有無……」と書いてあるので、今のところを「障害の有無、また多言語など、多様性に応じたコミュニケーションの方法……」とすると、P2にも書いてあることをずっと貫いて、だからこうなんだという意味で、文言の統一性があつたほうがいい。

○委員長

たしかにP2に書いてあることと趣旨は共通しているので、そのように修正をお願いする。

#### 4 検討事項

(1) 前文について

(2) 目的について

○事務局

資料説明

○委員長

本日欠席のG委員から事前に具体的な提案をいただいている。それも含めて、この案についてご質問やご意見があれば承りたい。

○F委員

G委員の提案のほうが事務局案より市役所的な感じがする。上位規範として自治体基本条例を出して、この条例の立ち位置まで書いてあるが、それは必要なのか。

事務局案の「わたしたち草津市民は……大切なことを考えます」は、何のために大切だと思うのか、「よりよい草津市をつくりあげたい。そのためには」という目的をあえて出さず、それは当たり前とされているのか、そのあたりが少しわかりにくい。

前文の主語は市民という理解でいいのか。

○委員長

この文案は当委員会の提言なので主語は委員会になるが、文案としては市民を主語と考えればいい。ただ、「市の役割」のところは主語が市になっているので、最終的には統一す

る必要がある。

自治体基本条例との関係は、G委員案のように、自治体基本条例をつくりましたというところから入ってもいいと思うし、逆に他の条例を冒頭にもってくる必要性もないといえばないと思う。事務局案では最後に「自治体基本条例の下」と、自治体基本条例が上位条例にあって、そこで規定されている市民参加の部分を定めるといっているし、目的でもそういう趣旨のことをいっている。そこは考え方次第で、どちらでなければならないことはないと思う。

○J委員

G委員と私は自治体基本条例検討委員会委員として、「上位規範としての自治体基本条例」を共有し尽くした。そのなかの最も大事な部分が市民参加と情報公開という意味合いで、自治体基本条例を最初に入れてほしい。

○E委員

なぜ市民参加条例をつくらないといけないのか、どこからこの条例は生まれてきたのか、そのあたりは「上位規範の自治体基本条例に基づいて」が入ることで理解しやすい。

○H委員

前文は目的とどう違うのか。前文に書かれているのは目的っぽい。

○委員長

たしかに前文は、最後の「宣言」以外は全部目的に当るものが入って、次の「目的」は限定的なところだけ抜き出して目的といっている感じがする。

○H委員

前文はもっと短くてもいいのではないか。どこから出てきた条例なのかというのを最初にもってきて、目的に当るところはもっと簡潔にわかりやすく書いてはどうか。

○委員長

もっともなご意見だ。一般に前文には条例の理念とか基本的な考え方を書いて、凝ったものにして長くなることが多い。文案の「目的」に書かれていることは目的というより機能である。条例としての役割が目的として表現されているような気がする。

○L委員

文章だけ続くより見出しがあるほうが、書いてある内容の趣旨や意図がわかりやすい。

○事務局

提言の段階ではそのように変えても問題ない。

○委員長

前文は、いってみれば芸術作品みたいな部分で、いい文章でいかに崇高な内容を示すかという、いちばん凝る部分である。小見出しがあると解説書っぽくなるので、ふつう前文には小見出しをつけない。ただ、これは提言なので小見出しがあってもいいと思う。

「草津市は自治体基本条例をつくった。そのなかの市民参加の部分について定めることにした」を冒頭にもってきて、「市民参加とはどういうものなのか」をそのあと説明する。そのように構成を変えたい。

○E委員

「信頼」と「共感」をどこかに入れてほしい。

○委員長

入れるとしたら「市民参加への期待」あたりか。たしかに市民と行政の信頼関係を築くことは大切だ。

○E委員

いちばん信頼できないのが行政だという声をあちこちで聞く。信頼がなければ物事は進まない。そのことを行政は深く受け止めて、信頼関係ができるような条例であればと思う。

○委員長

市民参加をきちっと進めていくことが信頼関係をつくるうえでも重要ということをごどこかに盛り込むことにする。「信頼関係」というキーワードを入れる。

「草津市をよりよいまちにするために」とか、何か入れるべきではないかという意見があったが、そこはどうするか。

○L委員

前は入っていた。

○F委員

総合計画にも「誇りをもって草津を愛する心、シビック・プライド」が謳われている。市民自身の草津をよりよいまちにしたいという思いをごどこかに入れてほしい。市民は、参加できるという権利をふりかざすのではなく、行政とともに草津市をよくするという目的で、行政に信頼がおけるような形になるために市民参加をしていく。

○事務局

そういった内容も入れたいと考えていたので、逆にそういうご意見がほしかった。「信頼」「よりよいまちに」といったキーフレーズをどんどん寄せさせていただければありがたい。

○委員長

本日のご意見に基づき修正を加えたものを次回お示しする。あとでお気づきの点があれば事務局に今週中にご連絡いただきたい。

○C委員

草津市自治体基本条例は、他市は「自治基本条例」だが本市は「体」の入った「自治体基本条例」である。なぜ「自治体」としたか、その重みをもってやってほしい。市から受けたことを市民が行う。だから市民が先で市政が後になってはいけない。市政が前になる形で文章をまとめてもらいたい。

「より効果的」の「より」は「さらに」のほうがいい。よい文章を考えてほしい。

○委員長

今のご意見も参考にして案づくりをお願いします。今日予定した項目は以上である。

○事務局

今回は8月8日午後2時から開催する。

閉会